

様式第 1（第 1 条関係）

東京都大田区基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

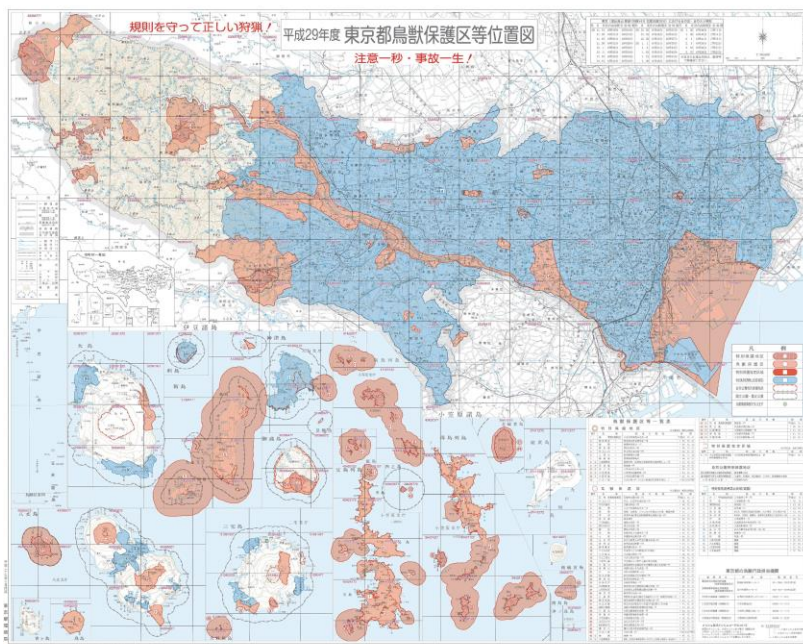
設定する区域は、平成 30 年 2 月現在における東京都大田区の行政区域とする。概ねの面積は 6,075 h a 程度（大田区面積）である。なお、将来的には、中央防波堤埋立地についても、帰属確定した区域については、促進区域に設定することを検討する。

また、本区域には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、都市緑地法に規定する特別緑地保全地区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地が存在するが、促進区域から除くものとする。

ただし、同地域であっても、工業専用地域・工業地域・準工業地域の各用途地域に指定されている区域であって、産業系の用途に位置付けられている区域については、促進区域に含めるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

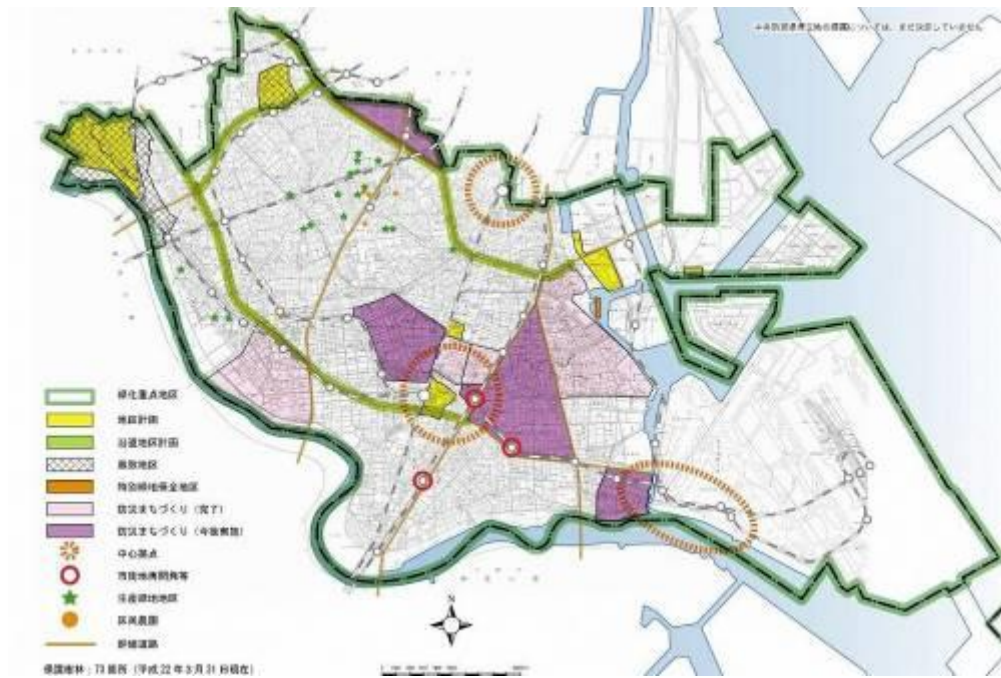
なお、本区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は存在しない。

■鳥獣保護区



(出典：東京都環境局)

■都市緑地法に規定する特別緑地保全地区



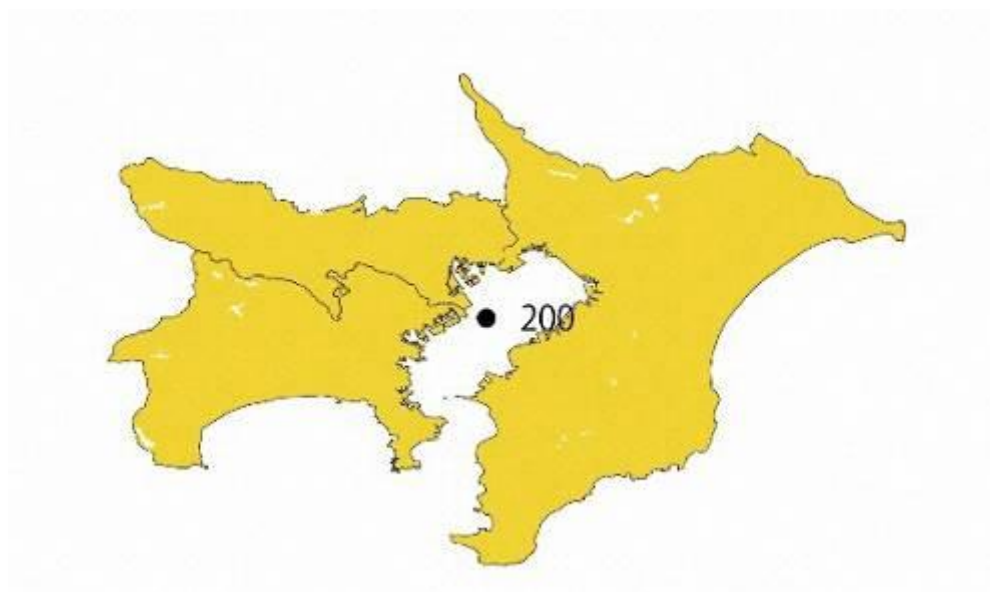
(出典：大田区)

■環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落



(出典：環境省自然環境局生物多様性センター)

■生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地



市町村、湿地名

市町村名	湿地名
千葉県君津市、船橋市、市川市、習志野市、木更津市、袖ヶ浦市、富津市、東京都江戸川区、 <u>大田区</u> 、神奈川県川崎市、横浜市	東京湾の干潟・浅瀬

生息・生息域、生物分類群

生息・生息域	生物分類群
多摩川河口	シギ・チドリ類、底生動物

(出典：環境省自然環境局自然環境計画課)

(2) 地域の特色(地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等)

①地理的条件

本区域は東京都の東南部に位置する。東は東京湾に面し、北は品川・目黒区に、北西は世田谷区に、さらに西と南は多摩川をはさんで神奈川県川崎市とそれぞれ隣接している。

大田区の地勢は西北部の丘陵地帯と東南部の低地に2分され、丘陵地帯はいわゆる武蔵野台地の東南端にあたる。低地部は、海岸や多摩川の自然隆起と堆積によってできた沖積地と、それに続く埋立地からなっている。海拔は、田園調布付近が最高で42.5メートル、南東に向かって次第に低くなり、低地部の高いところで約5メートル、海岸線や埋立地では約1メートルである。

②インフラの整備状況

鉄道は東南部にJR京浜東北線、京浜急行電鉄本線が通り、都心・横浜地域までいずれも約20分の距離である。京急蒲田駅からは東京国際空港(羽田空港)方面へ京急空港線が通っており、東京国際空港(羽田空港)ターミナルまで約10分で結んでいる。西北部には東急東横線、蒲田駅より区内を縦貫する形で東急多摩川線、池上線が走っている。前者は多摩川駅において東急東横線と接続し、後者は区内を抜け五反田駅までつながっている。また、東急大井町線も大岡山駅、北千束駅を通り、大井町駅まで走っている。臨海部には東京モノレールが、北部には都営地下鉄浅草線が路線を設けており、いずれも都心部から区内へのアクセスを可能としている。新空港線「蒲蒲線」整備促進事業においては、平成28年4月、交通政策審議会において答申第198号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」が公表された。そのなかで、大田区が推進している新空港線に関して、整備に向けた高い評価を得た。

高速道路については、首都高速湾岸線及び1号羽田線が区内臨海部を縦貫している。都心及び横浜方面へは約20分でのアクセスが可能である。域内道路網については、首都高速道路、国道1号、国道15号、中原街道、産業道路、環状7号線および環状8号線の広域幹線道路が東西南北方向に整備されており、都心部を含む各方面へのアクセスが容易である。さらに、国道357号多摩川トンネルと、空港跡地と川崎市殿町地区を結ぶ連絡道路の整備においては、事業の実施が決定している。

また、交通渋滞の解消などのため、京浜急行電鉄本線の平和島駅から六郷土手駅までの区間及び同空港線の京急蒲田駅から大鳥居駅までの区間において、連続して立体交差化する事業が進められ、平成24年10月に事業区間全線の高架化が完了した。

近隣地域では、整備が予定されているリニア中央新幹線の始発駅である品川駅を中心とした地域が、東京国際空港(羽田空港)へつながる交通の要衝としてさらに重要性を増すことが現実となった。

③産業構造

本区域内の事業所数は30,463所であり、業種別では、卸売業・小売業が23%、製造業が16%、宿泊業・飲食サービス業が13%、不動産業・物品賃貸業が10%、建設業が8%と、これら5業種で全体の事業所の約70%を占める（経済センサス活動調査（平成24年））。

特に本区域においては、戦前より工業化が進み、戦後も大規模工場に隣接する形や大規模工場から独立した形で、ものづくり中小企業の集積が進んでいった。その後、工業等制限法やものづくり企業のアジア圏を中心とする海外展開の影響により、大企業は区域外への移転を余儀なくされるが、ものづくり中小企業は引き続き区域内での操業を続けてきた。これらのものづくり中小企業はそれぞれが得意とする技能に磨きをかけ、お互いが協力しあう体制を構築してきた。

「平成26年度大田区ものづくり産業等実態調査」では、これらものづくり中小企業の集積に加えて、区内において、自社製品を開発するファブレス型の企業がさらに立地すれば、区内企業が新たな外注ニーズを獲得できる可能性を示している。本調査を受けて大田区では、平成27年度に区内のものづくり企業と連携して開発を進める研究開発型企業（ファブレス企業、ものづくりベンチャー企業等）やものづくりをサポートする企業（機械設計、デザイン等）の立地促進を図るため、開発拠点の整備や事業所の開発に係る経費に助成を行う「大田区研究開発企業等拠点整備助成」を創設した。さらに、大田区内の空港臨海部を中心とする地域では、卸売業・小売業や運輸業の事業所などの立地が進んでおり、ものづくり企業との連携が期待される。

このような我が国を代表する高度で多様なものづくり中小企業の集積こそが、区域内産業の力の源泉であり、我が国の産業を下支えしている礎ともいえる。

また、区域内には、東京工業大学、東京工科大学、区域周辺には、芝浦工業大学、東京都市大学、横浜国立大学、都立産業技術高等専門学校が存在し、区域内企業との産学連携が活発に展開されている。大田区の外郭団体である公益財団法人大田区産業振興協会においても、産学連携による製品開発や研究会活動など、各企業と教育機関との活動支援を行っている。

区域内には日本工学院専門学校、都立六郷工科高校、大森学園高校、東京実業高校、都立職業能力開発センター大田校があり、区域内企業と人材確保・育成の観点で関係を構築しているほか、東京労災病院、東邦大学医学部付属大森病院等の医療機関も存在し、これらの医療機関は、医工連携事業を中心に、大田区の産業振興施策においても密な連携関係が構築されている。

また、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター城南支所が存在し、全国でも屈指の高度な測定機器・検査機器を備えている。製品や材料の安全性、信頼性の検証や確認による高品質、高付加価値な製品開発を支援し、区域内企業の利用に供している。

さらに、平成26年5月に「東京圏」として大田区全域が国家戦略特別区域に指定され、この国家戦略特区の一翼を担うためにも、大田区全域にて地域経済牽引事業の促進を図っていく必要がある。

④人口分布の状況

大田区の人口、世帯数ともに直近3年間で増加している。また、「大田区人口推計（平成29年3月）」によると、大田区の人口は平成57年738,201人をピークとし、平成72年には730,208人になると推計している。

■人口の推移（直近3年間）

年月	人口	世帯数
平成30年1月1日	723,341	385,193
平成29年1月1日	717,295	379,497
平成28年1月1日	712,057	374,463
平成27年1月1日	707,455	369,863

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

東京都の全事業所に占める製造業の割合は8%、全国では9%となっている（経済センサス活動調査（平成24年））ところ、大田区の全事業所に占める製造業の割合は16%であり、東京都、全国と比べても高く、「ものづくりのまち」としての大田区の特徴を示している。機械・金属加工等において高い技術を伴った企業が集積していることを背景に、成長性の高い新事業への参入の後押しを進め、質の高い雇用の創出を行うとともに、以下に記載する目指すべき地域の将来像を実現していく。

また、製造業が他業種も含めた成長産業との連携、成長産業への参入等を行うことにより、高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が本区域に所在する事業者間での取引を通じて地域内に波及して好循環を生む状況を目指す。

なお、大田区では、「大田区実施計画（平成29年度から平成31年度まで）」を平成29年3月に策定し、計画期間終了時の目指す姿を掲げている。そのなかで、ものづくり産業において目指す姿としては、「高付加価値を産み出すものづくり産業の集積地として、活力ある中小企業が産業を牽引し、国内外と活発にビジネス交流しています。」としている。さらに、空港跡地については、「空港跡地を中心とする地区が、国際都市にふさわしいにぎわいのある拠点、大田区の産業を世界に発信する拠点となるため、まちづくりが進んでいます。」という姿を目指すとしている。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	912 百万円	—

(算定根拠)

・地域経済牽引事業による付加価値創出額

= 地域経済牽引事業の平均付加価値増加額 × 地域経済牽引事業の新規事業件数 × 地域経済

牽引事業の域内へ波及効果 125.77 百万円 × 5 × 1.45 倍 = 911.83 百万円 ≒ 912 百万円

※1.45 倍は、平成23年の東京都の生産波及効果係数（全産業）を採用。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額増加額	—	125.77 百万円	—
地域経済牽引事業の承認事業件数	—	5 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が11,455万円（東京都の１事業者当たり付加価値額（経済センサス-活動調査（平成24年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で10%増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者間の売上げが開始年度比で10%増加すること。
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で7%以上又は1人以上増加すること。
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で7%以上又は400万円以上増加すること。

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

指定しない。

（２）区域設定の理由

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①機械・金属加工関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

②東京国際空港（羽田空港）及びその周辺跡地のインフラを活用した成長ものづくり分野

③東京国際空港（羽田空港）及びその周辺跡地のインフラを活用したクールジャパン発信機能関連産業（文化産業事業）分野

※②、③における地域の特性としての「東京国際空港（羽田空港）及びその周辺跡地」については、東京国際空港（羽田空港）及び羽田空港跡地第1ゾーン、第2ゾーンに限定することとする。

(2) 選定の理由

①機械・金属加工関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

2 (1) で前述した通り、平成24年経済センサス（活動調査）によると、東京都の全事業所に占める製造業の割合は8%、全国では9%となっており、大田区の全事業所に占める製造業の割合16%は、東京都（8%）、全国（9%）と比べても高い（図1）。また、業種分類をみると、「一般機械（34.6%）」「金属製品（20.9%）」が多く、プラスチック製品等（多くの場合、金型加工、修理等の金属加工を伴う）を含めた「機械・金属加工系」業種が8割を超え、「ものづくりのまち」としての大田区の特徴を示している。事業所数については、従業者4人以上を対象とした東京都の製造業の事業所数は全国3位であり、大田区においては、東京都内市区町村のうち最多の1,841事業所である。「平成26年度大田区ものづくり産業等実態調査」によると、従業者4人未満を含めた大田区の事業所数の推計値は3,481となっており、その8割弱を従業者9人以下の比較的小規模な工場が占めている。また、大田区の工場は、「仲間まわし」と呼ばれる集積を活用したネットワークの力で、大企業やものづくりベンチャー企業等に対して開発や設計等の提案を実施している。こうした企業群の集積による対応力、提案力、機動力が大田区製造業の強みといえる。そして、これらの企業群が我が国の製造業の基盤を支えている（図2）。

大田区では「大田区企業立地促進基本計画（第二次）」に基づき、産業支援施設（賃貸工場、産学連携施設など）の管理・運営を行い、中小企業が事業の拡張や高度化のために行う取組に対して、経費の一部を助成することで、工場の立地・操業環境の向上を図っている。助成後も数年間にわたり、評価・検証を行い、事業効果を高めるとともに、区内への企業立地を促進させるため、企業誘致活動を推進している。

また、公益財団法人大田区産業振興協会では、中小企業が新製品・新技術を開発する際に要する経費の一部を支援する助成金制度、中小企業が開発した優れた新製品や新技術に対する表彰制度、中小企業の取引機会を拡大するための受発注相談窓口の常時開設、商談会や大手企業とのマッチング会などを行っている。さらに、中小企業の優れた製品や技術について、アジアをはじめ世界に情報発信し、取引拡大につながる海外展開を支援している。特に、医

療機器や航空・宇宙等先端分野については、当該産業をリードする欧州への展開に注力している。

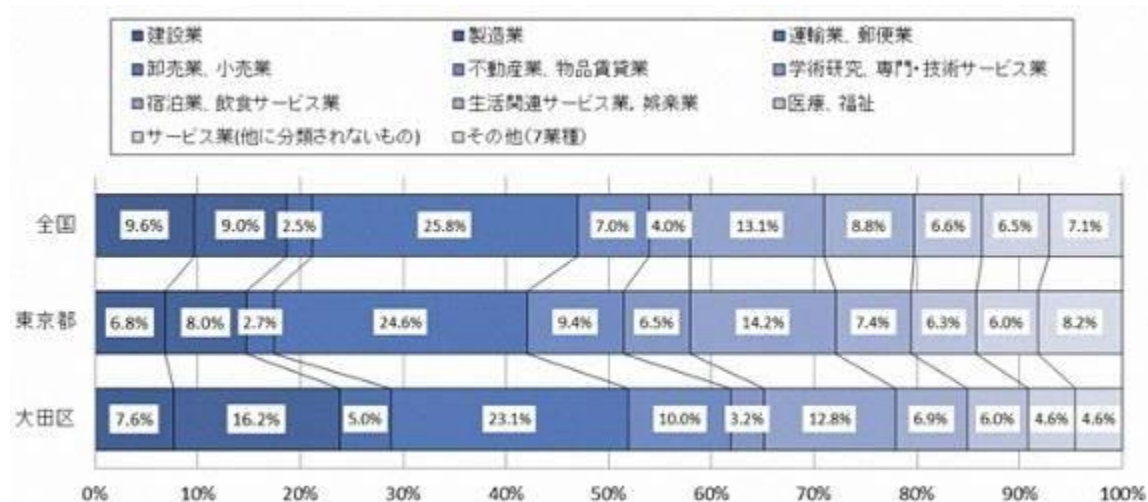
また、機械・金属加工関連企業から、「製造装置・産業機械」、「自動車」や「医療・介護」、「環境・エネルギー」、「航空宇宙」のような成長分野への新規参入に多くの関心が寄せられている。(図3)

東京都では「東京都産業振興基本戦略(平成24年3月)」において、重点産業を戦略的に育成し、中小企業の新たな参入を促進することを掲げている。重点産業には、大都市の課題を解決する産業(「社会的課題解決型産業」)として、健康関連産業(医療・福祉等)、環境・エネルギー関連産業(省エネルギー・新エネルギー・リサイクル等)、危機管理産業(防災・治安等)を、高度技術を活用する産業(「都市機能活用型産業」)として、航空機関連産業やロボット産業等を位置付けている。

大田区では、将来持続可能な成長が見込まれる次世代産業で、大田区のものづくり産業と親和性の高い分野を絞り込み、段階的に産業クラスターを形成し、域内企業の技術力・対応力の向上を推進し、成長分野への参入を促進している。具体的には、その第一段階として「車いすバスケットボール用車いす」の製品の開発支援を進めており、東京2020パラリンピック参加選手による採用を目指している。今後は、各種パーツの軽量化、強靱化、操作性の向上などの観点からさらなる改良を図っていく。

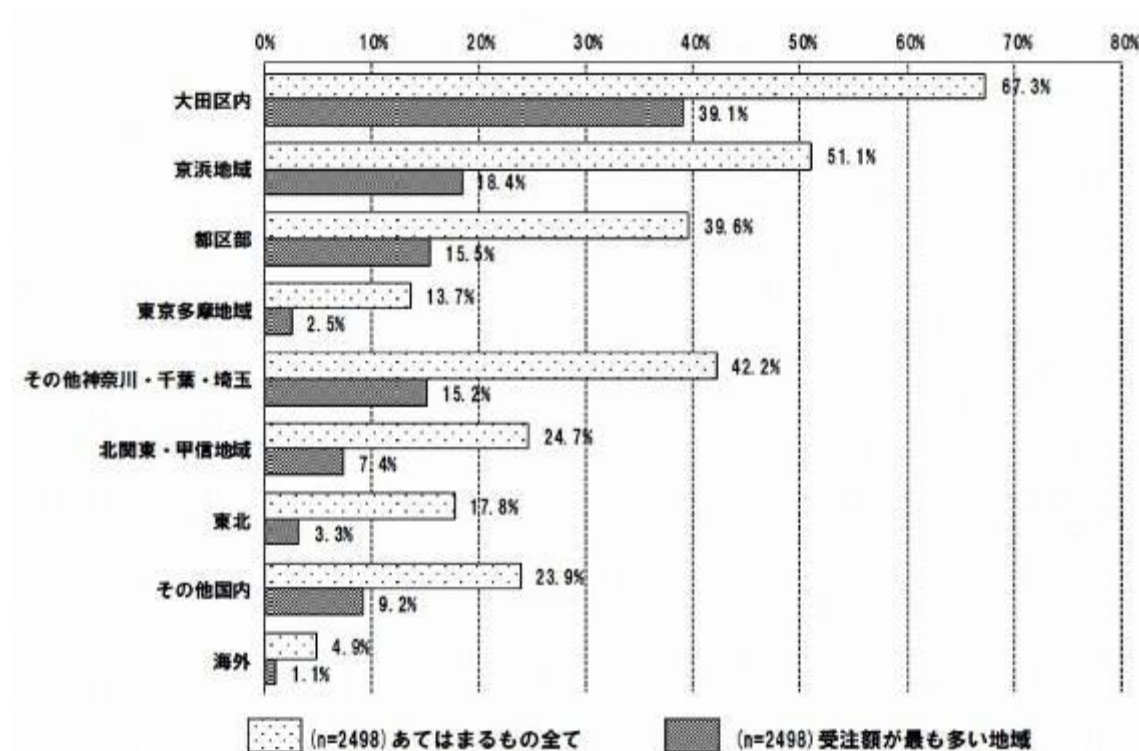
このように、機械・金属加工関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野における地域経済牽引事業の促進を図っていくこととする。

図1：産業大分類別事業所構成(全国、東京都、大田区)



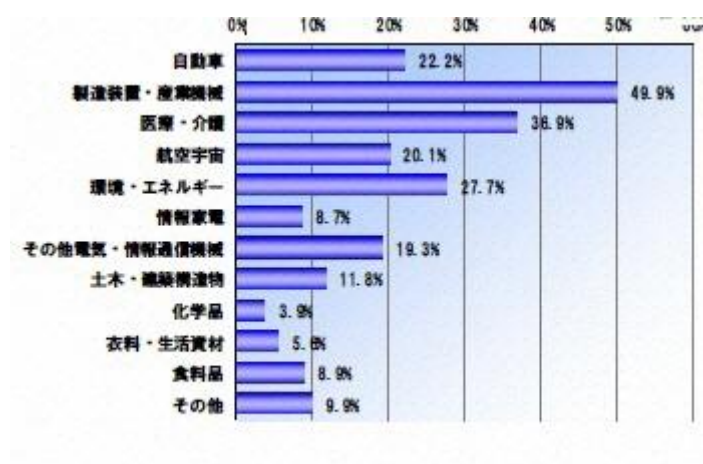
(出典：経済センサス-活動調査(平成24年))

図 2：受注先地域



(出典：平成 26 年度大田区ものづくり産業等実態調査)

図 3：新規顧客・新規事業の関心のある開拓分野



(出典：平成 26 年度大田区ものづくり産業等実態調査)

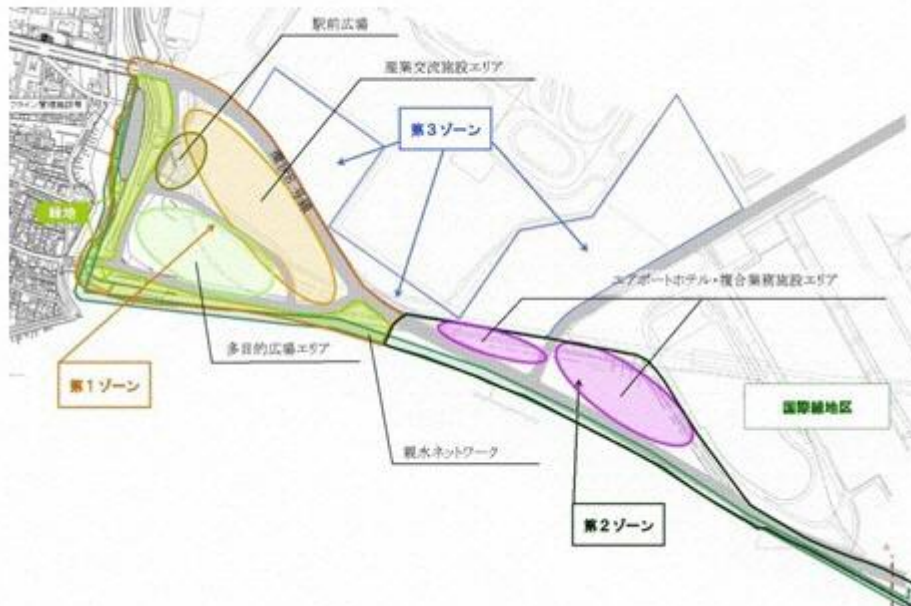
②東京国際空港（羽田空港）及びその周辺跡地のインフラを活用した成長ものづくり分野
東京国際空港（羽田空港）の国内就航都市は 49 都市、国際便については世界 31 都市とつ
ながり、乗降客数は 8,000 万人（国内約 6,500 万人、海外約 1,500 万人）に達している（就

航都市は平成 30 年 1 月 1 日現在、乗降客数は平成 28 年)。他の国内空港と比較しても、東京国際空港（羽田空港）は国内線、国際線の合計乗降客数において全国 1 位の空港である。また、世界の空港のなかでも旅客数は、世界第 5 位である（平成 28 年統計「国際空港評議会（ACI）」）。

羽田空港跡地第 1 ゾーン内に位置する京浜急行電鉄の天空橋駅については、平成 28 年度の乗車人数 3,332 千人、降車人数は 3,450 千人である（「大田区政ファイル(平成 29 年度版)」）。天空橋駅から羽田空港国際線ターミナル駅までの所要時間は 1 分、羽田空港国内線ターミナル駅までの所要時間は 4 分である。また、東京モノレール天空橋駅においては、平成 28 年度の乗車人数 2,199 千人、降車人数 1,699 千人である（「大田区政ファイル平成 29 年度版」）。東京モノレール天空橋駅から浜松町駅までの所要時間は 16 分である。

また、平成 22 年 10 月に羽田空港移転問題協議会（国土交通省、東京都、大田区、品川区で構成）が策定した「羽田空港跡地まちづくり推進計画」では、空港跡地への産業交流施設、多目的広場、駅前広場などの導入を図り、平成 32 年頃を目途にまちづくりの概成を目指すこととした。さらに、羽田空港跡地第 1 ゾーンについては、平成 23 年 12 月に国際戦略総合特区「アジアヘッドクォーター特区」の区域に指定され、翌年 7 月には、空港跡地における産業交流施設を活用し、国内外の広域的なビジネスマッチングによる新技術・製品の創出や新市場開拓を実施することが「国際戦略総合特別区域計画」に位置付けられた。また、平成 26 年 5 月には、「東京圏」として大田区全域が国家戦略特別区域に指定された。「東京圏」の目標は、国際的ビジネス拠点の形成や国際競争力のある新事業創出などが挙げられており、このなかで、大田区は、プロジェクトの 1 つとして羽田空港跡地を日本全体の成長を促す戦略拠点とすることを掲げた。実現に向け、大田区では、平成 27 年 6 月に「羽田空港跡地第 1 ゾーン整備方針」を公表し、大田区のみならず日本全体の経済成長に資するため、官民連携により世界と地域をつなぐ「新産業創造・発信拠点」の形成を目指すとした。続く、平成 28 年 10 月には、「羽田空港跡地第 1 ゾーン整備事業（第一期事業）」として、企業誘致とイノベーション創出の「先端産業事業」、クールジャパンを発信する「文化産業事業」と、両者の共通事業を展開する事業者の募集を始め、平成 29 年 5 月に事業予定者を選定したところである。「先端産業事業」の事業予定者の提案概要としては、「モビリティ&エネルギー」、「先端医療」、「ロボット」等を核にした先進的な研究開発に取り組む企業や団体を誘致し、大田区のものづくり技術と多様なニーズをマッチングさせ成果の実証・実用化を目指すとしている。大田区は、一部の床を借上げ、産業施策の展開を目指している。

このように、特区制度に基づく規制緩和や産業振興を目的とした支援制度などを有効に活用しながら、国や東京都とも緊密な連携を図りつつ、東京国際空港（羽田空港）及びその周辺跡地のインフラを活用した成長ものづくり分野における地域経済牽引事業の促進を図っていくこととする。



資料：羽田空港跡地第土地利用図

③東京国際空港（羽田空港）及びその周辺跡地のインフラを活用したクールジャパン発信機能関連産業（文化産業事業）分野

「東京国際空港（羽田空港）及びその周辺跡地のインフラ」については、5（2）②で前述したとおりである。

大田区では、「国際都市おおた」の魅力を区内外に向けて広く発信するとともに、国内外からの来訪者とふれあいを通じて国際交流感覚を育むきっかけとすることを目的として、『国際都市おおたフェスティバル in「空の日」羽田』を平成 26 年度から開催している（平成 26 年度、平成 29 年度は羽田空港旧整備場にて開催、平成 27 年度、平成 28 年度は羽田空港跡地第 1 ゾーンにて開催）。来場者数は、平成 26 年度は 24,000 人、平成 27 年度は 32,000 人、平成 28 年度は 36,000 人、平成 29 年度は 28,000 人と多くの来場者が参加している。

平成 26 年度の事業開始よりクールジャパンエリアを設置し、多くの国内都市と結ばれている羽田空港の特性を活かした事業を行ってきた（例えば、飛行機を使い、日本各地から朝どれの食材を運び込みマルシェにて提供など）。平成 29 年度はこれまでの取組を発展させ、食のみならず、航空・宇宙やモビリティなどの先端技術、アニメコンテンツといった様々な分野のクールジャパン関連ブースを展開した。併せて地元東京産の木材を利用した大型緑化ベンチを配置するなど、食をさらに楽しめる質の高いクールジャパン空間の演出を行っている。

なお、5（2）②に前述した平成 29 年 5 月に選定された「羽田空港跡地第 1 ゾーン整備事業（第一期事業）」における「文化産業事業」の事業予定者の提案概要としては、イベントホール

や体験型施設のほか、地域の特色を打ち出した飲食施設を整備することで、体験を通じた多彩な日本文化の魅力の発信と拠点ネットワーク化が掲げられている。

このように、引き続き東京国際空港（羽田空港）及びその周辺跡地のインフラを活用して、クールジャパン発信機能関連産業（文化産業事業）分野における地域経済牽引事業の促進を図っていくこととする。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

本地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を促進するためには、事業者ニーズを確実に把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。大田区においては、区が政策立案機能を主導し、区とともに外郭団体である公益財団法人大田区産業振興協会が政策実施機能の役割を担っている。各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

（２）制度の整備に関する事項

①予算事業（大田区）

・貸工場・工場用地マッチング事業

貸工場及び工業用地の流通促進を図り、工場の立地しやすい環境を整備するため、事業の趣旨に賛同する宅地建物取引業者を「ものづくり応援宅建業者」として登録し、区ホームページで区内物件情報を提供する。

・ものづくり工場立地助成

区内で操業を希望する企業が、事業規模の拡大・事業の高度化のために行う工場の新增設や区内及び区外からの移転に係る経費を一部助成することにより、大田区ものづくり集積の維持・強化を図る。

・ものづくり工場基盤施設整備助成

工場アパート等のものづくりの基盤施設で、工場の作業場面積5,000㎡以上で5社以上が入居する貸工場（工場アパートを同時に行うものに限る。）を整備する民間企業の施設整備費の一部を助成する。

・ものづくり企業立地継続支援助成金

防音、防臭、防振等の操業環境の改善を目的とした工場の改修事業、周辺環境及び近隣住民へ配慮するために行う工場の移転事業にかかる経費を助成することにより、大田区ものづくり集積の維持・強化を図る。

・研究開発企業等拠点整備助成

区内で操業を希望するファブレス企業、製造業を営む中小企業及びものづくりサポート企業が、事務所や研究開発施設等の開設若しくは増築・改築又は区内及び区外からの移転を行

う際にかかる経費を助成することにより、大田区ものづくり集積の維持・強化を図る。

- ・企業誘致

ものづくり企業とともに、高付加価値型産業へのシフトの促進、区内企業との企業間連携による相乗効果の発揮等の大きな波及効果が期待される研究開発型企业（ものづくりベンチャー企業、ファブレス企業含む）や、地域産業を牽引する成長分野に関わる企業などを中心に、企業誘致を行う。また、区内への立地可能性の高い企業のリサーチ等ができる外部機関と連携した企業誘致活動や、新たな立地の受け皿を確保するため、不動産業者や金融機関等との連携による民間物件の情報収集を強化する。

- ・区内企業の持続的操業支援

立地上の課題を抱えた企業等に対する操業環境改善の支援を拡充する。操業環境改善の支援は、区内企業が抱える立地上の課題の把握や、立地上の課題に対する改善策の提案などについて、区をサポートできる外部機関と連携して行う。操業環境改善の支援としては、操業環境改善のための工場改修に要する経費を補助するとともに、立地上の課題を抱えた企業に対して、必要に応じ民間物件の情報提供等を行う。

- ・工場アパートの整備・運営等

区設区営のテクノWING、テクノFRONT、民設民営のテクノCOREをはじめとする工場アパート等を適切に運営するとともに、民間ベースの集合工場などの整備を支援する。また、必要に応じて新規の工場アパート等の整備・支援を行う。

- ・イノベーション創造サロン

総合戦略策定の経緯と大田区における地方創生先行型交付金を活用して、イノベーション創造サロンを大田区産業プラザに設置した。民間企業運営のもと、新しいビジネスを目指す多様な人材を集め、交流を活発にすることで、新しいアイデアを発掘し、協力して創っていく場を開設している。セミナーやワークショップなど各種イベントの開催を通じ、様々な業種、価値観の人が集い、情報交換する中で、大田区発のイノベーション、新しいチャレンジの風を起こしていく。

- ・医工連携自治体協議会

平成 27 年 5 月から大田区、文京区、川崎市の 3 自治体が、医工連携に関して、自治体レベルでネットワークを構築し、医療機器産業及びものづくり産業の活性化を目指すための協議を行い、平成 29 年 3 月に協議会を発足した。年に 1 回医工連携展示・商談フェア等を開催し、セミナーを行うとともに企業間の交流を図っている。

- ・中小企業融資

経営改善や設備の向上等に必要な事業資金の低利融資を金融機関にあっせんし、支払利子等を補助する。

- ・海外交流事業・工業団体海外交流支援事業

区内工業の国際化への適応を促進するため、工業団体が行う技術交流、取引活動等の国際交流事業に要する経費の一部を助成し、区内ものづくり企業の積極的な海外進出及び事業展

開を促進する。

- ・区内大学等との連携講座

区内大学に通う学生や区内在住・在勤の方のうち、創業・起業に興味のある方を対象に、区内大学と連携した創業支援講座を開設している。大学施設や区のイノベーション創造サロンを活用し、また、講師等人材を含む官学の連携・交流により、創業について学ぶ新たな機会を創出する。

- ・地域課題解決型ビジネス支援

コミュニティビジネスに興味のある方を対象に、コミュニティビジネスシンポジウムやコミュニティビジネス創業塾及び個別相談会を開催し、地域課題の解決を目的とした新規ビジネスの創業をサポートする。

- ・次世代ものづくり人材育成事業

中小企業が単独で人材育成を行うには、講師や時間の確保など制約が多いため、教育機関や産業団体などと連携し、講習会への助成やセミナーの開催などにより人材育成を支援する。また、小中学生を対象としたものづくりの楽しさを体験できる事業を実施し、将来のものづくり人材を発掘・育成していく。

- ・外国人技能実習生等の募集費用・研修費用の助成

区内企業の有する製造、加工等の技術の海外移転及び、海外企業との技術の交流を図るとともに、区内産業の発展を目指し、区内の団体が行う外国人技能実習生受入事業の経費の一部を助成する。

②地方創生交付金関係施策

- ・IoTなどを活用した生産性向上・取引環境の整備

平成 28 年度～平成 33 年度の地方創生交付金（平成 28 年度地方創生加速化交付金、平成 29 年度～平成 33 年度地方創生推進交付金）を活用し、機械・金属加工関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野において、IoT 技術を活用し、仮想工場「下町 IoT ファクトリー」を創生することで、発注者に対し効率的なものづくりを提供できるようにする。また、アイデアをかたちにしたい人々が集う環境の整備と、交流の促進により、新たな事業展開を目指す方への支援を提供できるようにする。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①産業用地情報の提供

貸工場及び工業用地の流通促進を図り、工場の立地しやすい環境を整備するため、事業の趣旨に賛同する宅地建物取引業者を「ものづくり応援宅建業者」として登録し、区ホームページで区内物件情報を提供する。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

大田区産業経済部内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項
(羽田空港跡地における産業交流拠点の形成)

①空港跡地関連業務

平成 27 年 7 月策定の「羽田空港跡地第 1 ゾーン整備方針」において、官民連携により世界と地域をつなぐ「新産業創造・発信拠点」を形成するとし、産業交流施設に先端産業分野の企業誘致や起業・ベンチャー支援、協創プロジェクトの推進などの機能を位置付けた。平成 32 年のまちづくりの概成を目指し、整備を進める。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度(最 終年度)
【制度の整備】							
①予算事業	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
②地方創生 関係施策	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】							
①産業用地 情報の提供	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】							
事業者から の事業環境 整備の提案 への対応	相談窓 口の創 設・運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
【その他】							
①空港跡地 関連業務	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、公益財団法人東京都中小企業振興公社城南支社、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター城南支所、公益財団法人大田区産業振興協会、東京商工会議所大田支部、株式会社日本政策金融公庫大森支店、株式会社商工組合中央金庫大森支店など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人東京都中小企業振興公社城南支社

東京の城南地域の産業は、製造業と小売業の集積が高く、それぞれ活力あふれる事業を展開し、地域全体の活性化に大きく貢献している。しかし、近年のめまぐるしく変化する社会・経済情勢に中小企業が適切に対応していくためには、経営基盤の強化など大きな課題がある。公益財団法人東京都中小企業振興公社城南支社は、平成8年2月に城南地域中小企業振興センターに開設され、このような状況下にある中小企業者と共に考え、課題解決のための支援を行っている。具体的には、城南地域の特性を踏まえた経営支援（専門家による各種相談、セミナー交流会等）、ものづくり企業の持続的発展を促す製品開発から事業化までの一貫支援等を実施する。

②地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター城南支所

東京の城南地域には機械金属加工や化学表面処理を始めとするトップクラスの中小企業が集積している。海外への事業展開に意欲的な企業も多く、R&D 型ものづくり産業の最前線の地域と言える。城南支所では、平成26年12月に、機械・化学・材料分野からなる「先端計測加工ラボ」を開設した。“航空機関連産業支援”、“医工連携産業支援”、“海外展開支援”をキーワードに、多くの支援装置を導入し、リバースエンジニアリングや試作品・開発品の安全性評価を実現することで、上記両産業に代表される高付加価値ものづくりによる事業化を技術面で支援する。また、区域内の企業や業界団体、大学などと技術開発や製品化に向けた共同研究を推進する。さらに、地元機関との連携を強化し、海外展開を目指す企業を併走支援する。

③公益財団法人大田区産業振興協会

公益財団法人大田区産業振興協会は、高度な技術の集積を誇る大田区の産業をより発展させるために、構造的変化に柔軟に対応できる実施組織として設立された公益法人である。平成7年に設立され、新しいニーズに即応した生産や取引のあり方を求める企業に対し、情報サービスや交流の場を提供するなどの支援を行うとともに、勤労者の福祉向上を図っている。具体的には、羽田空港跡地で産業集積、空港周辺地域、臨海部での産業構造の変化、区内全体の動きを把握し、区の計画に沿う次世代産業を見据えた区内中小企業の取り組みを促進する。「国内外からの受注獲得」、「イノベーションの創出」、それに伴う「地域雇用の創出」に向け、各事業の目標値を定め対応する。今まで培ってきた“ものづくり地域ブランド”をさらにブラッシュアップし、情報発信していく仕組みも整備する。

なお、具体的な事業については、下記のとおりである。

■具体的な事業

（イノベーション創出に関する事業）

- ・開発ステップアップ助成・実用化製品化助成
- ・デザインプロジェクト
- ・新製品・新技術コンクール
- ・新産業連携・産業クラスター形成助成
- ・次世代産業創造事業

（ものづくり取引促進に関する事業）

- ・受発注相談
- ・大田区加工技術展示商談会
- ・おおた工業フェア
- ・国内見本市への出展支援
- ・海外取引相談事業
- ・海外見本市への出展支援
(地域産業プロモーション事業)
- ・大田区産業振興普及事業
- ・産業情報受発信事業
- ・工場表彰制度
- ・大田のお土産100選表彰事業
(人材の育成、確保、技術継承に関する事業)
- ・中小企業次世代ものづくり人材育成事業
- ・大田区優秀技術者表彰事業
- ・若者と中小企業のマッチング事業
- ・大田少年少女発明クラブの運営
(創業者支援事業)
- ・創業相談窓口の設置
- ・ビジネスプランコンテストの実施
- ・創業塾の実施
- ・創業支援施設等の管理運営

④東京商工会議所大田支部

東京商工会議所は昭和 35 年 3 月に設立された、東京商工会議所で最も歴史のある支部である。セミナー等による情報提供や金融、経営、税務、法律、労務相談、会員同士の交流機会を提供するなど、地域産業の振興と経営支援を行っている。具体的には、経営相談（創業、事業承継、事業再生等）、資金調達、販路開拓（東商ビジネス交流プラザ）、テーマ別交流会、企業 PR、人材採用支援、人材育成支援等を実施している。

⑤株式会社日本政策金融公庫大森支店

政府金融機関として、セーフティネット需要への対応や成長戦略分野等（新事業、海外展開、事業承継、事業再生、ソーシャルビジネス等）への重点的な資金供給のほか、中小企業の経営計画策定や経営課題解決支援、商談会等の開催を通じた企業間マッチングの推進等を行っている。また、大田区の各種施策など地域プロジェクトへの積極的な参画による地域活性化への貢献、民間金融機関との協調融資等の推進、並びに関係団体等との連携を図っている。

⑥株式会社商工組合中央金庫大森支店

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を目的とする株式会社である。成長支援については生産性向上を目的とした設備投資、集約化等の事業再構築、人手不足への対応等に関するニーズが見込まれるなか、「適時適切な成長資金の供給」、「地域金融機関と連携したリスクマネーの供給」、「海外展開支援」、「M&A や事業承継支援」、「ビジネスマッチング」等への取組を強化し、中小企業の多様なニーズに対応する。再生支援については、地域金融機関や各支援機関との連携を一層強化し、経営改善計画の策定支援やそのフォロー等のコンサルティング機能の発揮、抜本的な再生支援、金融取引の正常化支援等に取り組んでいく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

地域経済牽引事業の促進に当たっては、環境基本法等の環境保全関係諸法令、「大田区環境基本計画（後期）」に基づき、公害の防止はもとより、環境保全に十分に配慮するとともに、エネルギー利用の効率化、健全な水環境の保全、適切なリサイクル・廃棄物処理によって、環境への負荷をできるだけ低減させるよう努める。

環境の保全については、環境基準の達成を図るため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の環境関係法令及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、ばい煙・粉じん・排水等について、各種規制の遵守状況を監視し、必要に応じて指導を実施する。

促進区域に含まれる鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、都市緑地法に規定する特別緑地保全地区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地及びこれらの区域に近接している区域での事業実施に当たっては、多様な自然環境に十分配慮する。

環境保全上重要な地域及びその周辺に、地域経済牽引事業の相談等があった場合には、関係部局と協議することとする。

(2) 安全な住民生活の保全

本区域においては、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現のため、「東京都安全安心まちづくり条例（平成 15 年 10 月 1 日施行）」及び「大田区安全で安心なまちづくり条例（平成 17 年 4 月 1 日施行）」に基づき、行政、住民、事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪防止のための自主的な活動の促進、商業施設等の防犯性の向上、道路、公園等の防犯性の向上など、犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進している。

地域経済牽引事業に当たっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保に配慮することが重要であり、本条例等の趣旨も踏まえ、地域住民等が安全で住みよい地域社会を実現するために、次の事項に留意し、犯罪や事故を未然に防止する活動や防犯意識の高揚

等に取り組むこととする。

①防犯設備の整備

防犯カメラ、照明設備等を効果的に設置するなど、計画的な防犯設備の整備を推進する。

②防犯に配慮した施設の整備・管理

道路、公園、工場施設等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、夜間において公共空間や空き地が、犯罪行為や地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないように管理を徹底する。

③従業員に対する防犯指導

事業者等は、従業員に対して法令の遵守や被害防止について指導するとともに、特に、外国人従業員に対しては、日本の法制度等についても徹底する。

④地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に積極的に参加するほか、これに対して場所等を提供するなど、必要な協力を行う。

⑤交通安全施設の整備

交通事故防止のための道路照明、カーブミラー、視線誘導標の設置や交通渋滞の発生を見据えた導流帯、右折レーンの設置等を行う。

⑥不法就労の防止

外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑦暴力団等の反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力から接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑧地域住民との協議

事業者等は、地域経済牽引事業実施に当たり、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏を保持するため、地域住民・町会・自治会等への事前説明や意見を十分に聴取する。

⑨警察との連絡体制の整備

上記①から⑧の事項その他、「安全な住民生活の保全」に関するものについて、警察と緊密に連絡する。

(3) その他

①PDCA 体制の整備

毎年度、年度末頃に地域経済牽引事業促進協議会を開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを実施していく。

②港湾計画との調整方針

促進区域において、港湾計画がすでに策定されている場合は、当該計画と調和して整合を図るものである。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

該当なし。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。